

令和4年 第2回臨時会

産業建設常任委員会
会 議 録

日 付：令和4年4月15日（金）
場 所：大曲庁舎 第3委員会室

令和4年 第2回大仙市議会臨時会 産業建設常任委員会 会議録

日 時：令和4年4月15日（金曜日） 午前10時27分～午後0時00分

会 場：大曲庁舎 第三委員会室

出席委員（8人）

委員長	9番	高橋徳久	副委員長	16番	山谷喜元
委員	1番	佐藤芳雄	委員	7番	青柳友哉
委員	10番	古谷武美	委員	11番	橋本琢史
委員	14番	本間輝男	委員	15番	佐藤育男

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

早退委員（0人）

説明のため出席した者

経済産業部

経済産業部長 富樫真司 商工業振興課長 今野 智

観光文化スポーツ部

観光文化スポーツ部長 伊藤優俊 観光文化スポーツ部次長兼文化財課長 藤原孝之

観光振興課長 山崎兼人 スポーツ振興課長 鈴木貴博

建設部

建設部長 佐々木英樹 建設部次長兼道路河川課長 京野和明

議会事務局職員出席

参 事 富樫康隆 主 幹 佐々木孝子

審査議案等

第1 報告第8号 専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号））

午前10時27分 開 会

○委員長（高橋徳久） おはようございます。

本日は、本会議休憩中のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
ただ今から、産業建設常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託された事件につきまして、お手元に配付の日程表に従って、審査してまいります。

なお、発言をする際は、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） 審査に入る前に、当局からご挨拶をお願いいたします。

富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） おはようございます。

改めまして、経済産業部の富樫でございます。常任委員会の経済産業部委員会審査に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

せっかくの風景がブラインド下がってしまって、見えませんが、窓の外の色づきはじめて桜の花が、今日の天候はちょっと気の毒だなと思います。

さて、コロナ禍で迎える3回目の春ということで、飲食店をはじめとしまして市内経済は依然として厳しい状況が続いております。引き続いての経済対策が必要と考えておりますけれども、with コロナ、after コロナを見据えた次なるフェーズへの準備に取り組むことも肝要ではないかと考えているところでございます。

先日、経済産業部の調整会議というものがありまして、こちらの方で今年度の当部の目標を「Preparation」と決めました。

用意とか準備といったような意味でございすけれども、さらなる高みというものを目指した地域産業の振興、そして新しい産業を育むまちづくりを進めてまいりたいという、決意でございす。

商工業振興課では、今野新課長を中心としながら、コロナ禍での経済対策に取り組みながら商工業、雇用対策の強化・企業立地推進課では、再任となっておりますが、加藤課長を中心としながら、大曲企業団地の第1期整備工事が昨年度で終了いたしましたので、この4月から売り渡しが開始されます。

現在三つの事業所から申し込みがございまして、来週20日になるんですけども、「企業団地優先交渉者選定委員会」というものが開催されまして、いわゆるその売り渡しをするのに妥当かどうかといったような内容審査、売り渡しの適否が審査されまして、来月開催されます市議会の定例会におきまして、ご審議をいただくとといったような予定になってございます。

そして花火産業推進課では、2年間開催延期を余儀なくされておりました「大曲の花火」の再始動の年ということで、29日、30日両日開催のSPRING FESTAを弾みとしながら、花火産業構想の原点に立ち返りまして、地方創生といったような課題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

全国的に新型コロナウイルスが拡大し、危機的状況というものは続いておりますけれども、市民の皆さま方の期待と関心が高い雇用、就労、商工業分野について、職員一同まい進してまいりますので、議員の皆さま方のご理解とご協力を賜わりたいと存じ上げます。

本日の委員会審査では商工業振興課所管の報告第8号「専決処分報告について」と議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算」についてご審査をいただきたいと思っております。

詳細は、この後、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。

それでは、経済産業部所管の案件につきまして審査してまいります。

はじめに、報告第8号「専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」のうち、商工業振興課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。今野商工業振興課長。

○商工業振興課長（今野智） 報告第8号についてご説明申し上げます前に、一言ご挨拶させていただきたいと存じます。

この4月より商工業振興課長を仰せつかりました今野と申します。昨日46回目の誕生日を無事に迎えまして、今、新たな気持ちでこの場に臨んでおります。どうぞよろしく願いいたします。

私、前身の企業商工課に配属されましてから、今年度で6年目となります。商工業振興施策に携わってから、これまで地域経済の回復をなかなか実感できないまま、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、地域経済はさらなる打撃を受け、社会全体が疲弊していると感じております。

令和2年度予算の中小企業振興融資あっせん制度の「新型コロナウイルス対策枠」こちらの創設を皮切りに、令和2年度におきましては、13事業、令和3年度におきましては9事業と、委員会においてご審議いただき、経済対策を実施してまいりました。

今年度も新型コロナウイルス感染症の管内における感染状況や、それに伴う経営悪化の影響の大きい業種、市民生活への影響などを考慮しながら、これまで実施した事業を検証し、効果の高い経済対策の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

それでは、報告第8号 専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号））、商工業振興課所管分をご説明申し上げます。

大変申し訳ございませんが、座ってご説明いたします。

資料のナンバー2をご覧ください。

タイトルが、令和3年度 大仙市補正予算〔3月専決〕でございます。

18ページお願いいたします。

7款1項2目 商工振興費の事業番号71、78、81についてご報告いたします。

はじめに事業番号71「経営維持特別小口融資関連事業費」についてでございます。補正前の額、2,813万1千円に対しまして、補正額が、741万7千円の減額補正となっております。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した市内中小企業の資金繰り対策として、限度額300万円の小口融資枠「マル仙再興」を設け、利用者の融資額に係る利子及び保証料を市が全額負担することで、金利負担等の軽減を図り、経営安定に資することを目的に、令和2年度から実施してまいりました。令和4年3月をもちまして、令和2年度利用者分の利子及び保証料、並びに令和3年度新規利用者分の利子及び保証料が確定したことから、今回専決処分として、国庫支出金の地方創生臨時交付金741万7千円を減額補正するものでございます。

次に、事業番号78「消費拡大商品券交付事業費」について、でございます。

補正前の額、2億4,337万5千円に対しまして、国庫支出金補正額が3,695万5千円の増、一般財源補正額が5,436万円の減、合計で1,740万5千円の減額補正となっております。

この事業につきましては、全市民を対象に1人当たり3千円の地域商品券を交付

し、市内における消費拡大を図り、地域経済の発展と商業振興に資することを目的に実施いたしました。当商品券につきましては、利用期間が令和4年1月31日まで、換金期間が令和4年2月28日までとなっており、令和4年3月15日の取扱店への振り込み分をもって、換金原資に充当する補助金が確定したことから、当事業に占める一般財源の軽減も図るため、今回専決処分として、国庫支出金の地方創生臨時交付金3,695万5千円増額し、一般財源を5,436万円減額、併せて1,740万5千円減額補正するものでございます。

次に事業番号81「得得飲食チケット事業費」について、でございます。

補正前の額、1億2,760万1千円に対して、国庫支出金補正額が、3,995万4千円の減額補正となっております。

令和2年度から飲食店に対する支援策を継続して実施してまいりましたが、「人の流れ」を生み出すことが飲食店に必要な支援と考えまして、繁忙期でもある年末年始に市内飲食店で使用できる飲食チケットを発行し、地域経済の活性化を図る目的で実施いたしました。当飲食チケットにつきましても、利用期間が令和4年1月31日まで、換金期間が令和4年2月28日までとなっておりますので、令和4年3月15日の取扱店への振り込み分をもって、換金原資に充当する報償費が確定したことから、今回、専決処分といたしまして、国庫支出金の地方創生臨時交付金を3,995万4千円減額補正するものでございます。

以上、報告第8号 専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号））、商工業振興課所管分をご報告申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、古谷委員。

○10番（古谷武美） 得得飲食チケットの事業なんですけれども、中身っていうか、非常にこれ、もったいないっていうか、3,900万残ったということなんで、そこらへん、券なんぼ発行になって、換金されたのはなんぼなのか。中身の詳しいところ、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） 得得飲食チケット、こちらの方は、12月10日から配

付の方させていただきまして、298店舗からご登録いただいております。通常分1店舗当たり30万円、お店の方に配付いたしました。県の認証店追加分につきましても1店舗当たり、20万円を47店舗に配付してございます。合計で9,880万円配付させていただいたんですけれども、店舗でさばききれなかった分、こちらもございまして、期間内に飲食店を利用された方、こちらに9,199万3千円分の飲食チケットを配付しております。配付率は、73.1パーセントとなっております。換金につきましては、8,604万6千円でございますので、配付額に対する換金率は93.54パーセントとなっております。以上でございます。

○委員長（高橋徳久） はい、古谷委員。

○10番（古谷武美） 換金になってない人はまだ受け付けはするんですか。もう終わっちゃってるってことですか。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） 換金原資がそもそもございませんので…。お店に残っている分、もしかするとあるかもしれませんが、使いきれなくて持っていらっしゃる市民の方もいるかとは思いますが、換金はできないことになっております。以上でございます。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、商工業振興課所管分についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

今野商工業振興課長。

○商工業振興課長（今野智） それでは、議案第60号「令和4年度一般会計補正予算（第1号）」商工業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料のナンバー3「令和4年度大仙市補正予算 [4月補正]」と、資料ナンバー3-1「令和4年度補正予算(案) 4月補正（一般会計第1号）事業説明書」に基づきご説明いたします。

はじめに、資料ナンバー3「令和4年度大仙市補正予算[4月補正]」をご覧願います。

8ページをお願いいたします。

それでは、7款1項2目商工振興費、事業番号82、83の2件が、当課所管分となっております。

82事業「飲食店等経営支援事業費」が国庫支出金8,966万3千円、一般財源5,570万1千円、合計1億4,536万4千円の補正額となっており、83事業「宴会場施設運営支援事業費」が全額国庫支出金で1,500万円の補正額となっております。

二つの事業ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、深刻な影響を受けている事業所に対する経済支援策として行う事業でございます。

事業内容の概要につきましては、別添資料3-1の主な事業の説明書でご説明をいたします。

資料ナンバー3-1、「令和4年度補正予算(案)4月補正(一般会計第1号)事業説明書」をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

7款1項2目82事業「飲食店等経営支援事業費(新型コロナウイルス対策)」でございます。1億4,536万4千円の補正額となっており、財源内訳は、地方創生臨時交付金が8,966万3千円、一般財源が5,570万1千円となっております。

項番2「これまでの実績と成果」をご覧いただきたいと思っております。当課所管事業では、飲食店を含む事業所への支援といたしまして、2年間で延べ3,155件、4億7,237万円の給付金を支給してまいりました。

しかしながら、項番3記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているほか、管内飲食店でのクラスター発生数はごくわずかにも関わらず、全国的には飲食店での発生数が多く、感染リスクが高いというマイナスイメージを持たれまして、経営に悪影響を及ぼしているものと考えております。

以上のことから、飲食業や、飲食業の経営悪化が経営状況に影響を与える卸・小売業のほか、生活関連サービス業、娯楽業についても、経営環境が依然として厳しい状況になっていることから、これらの事業所が経営を維持するために必要な経費等について支援が必要と考え、給付金を支給するものでございます。

項番4をご覧いただきたいと思っております。

事業の概要についてでございます。給付要件は市内に事業所を有する個人事業主または中小企業のうち、個人事業主にあつては令和3年の年間売り上げと令和元年の年間売り上げ、法人にあつては、直近決算期の売り上げと前々年度の売り上げを比較し、20パーセント以上減少した事業者に対して20万円を給付するものでございます。

なお、これまでの給付金では年売り上げの下限要件を設けておりませんでした
が、過去に実施した給付金事業で確認した事業者ごとの年間売り上げや、月間売り
上げのほか、現在実施されております国の「事業復活支援金」こちらの売上減少率
要件が、これまで国で実施してまいりました、給付金等こちら50パーセント以上
から30パーセント以上に引き下げられたこともございまして、年間売り上げ12
0万円未満でも、要件を満たした場合、市の給付金以上に国の方から受給できるこ
となどを総合的に勘案いたしまして、120万円以上の年間売り上げ要件を設定し
たところでございます。

対象事業所につきましては、記載の業種を営む事業所で、令和3年度に実施いた
しました経営維持臨時給付金の受給事業所の統計結果と、令和2年度に実施いたし
ました飲食店応援給付金受給事業所数から件数を算定しており、681件、1億3、
620万円の申請を見込んでおります。その他、印刷製本費や郵便料などの事務費
といたしまして16万4千円を計上してございます。

申請期間は、連休明けの令和4年5月9日から令和4年6月30日までとし、こ
れまで電子申請は電子メールでの申請としておりましたが、DX推進課と連携いた
しまして、市のホームページ上に電子申請フォームを設け、そこから申請できるよ
うに対応したいというふうに考えてございます。

国への給付金等の申請につきましては、これまで電子申請のみであったため、電
子申請に慣れた事業者の皆さんが多数いらっしゃるかと思いますけれども、それ
でも不慣れな方、苦手な方もいらっしゃると思いますので、5月9日から5月20日
までの土日を除く10日間は、集中受付期間として、はなび・アムに特設窓口を設
置いたしまして、紙ベースでの申請受け付けやパソコンへの入力サポート、こちら
を行ってまいりたいと考えております。

これに加えまして、黒四角の二つ目でございますが、飲食店の経営悪化に伴い、
売り上げが低迷している市内酒造会社につきましても、令和2年度と同様のスキ
ームで「酒蔵支援事業」として、1事業所当たり100万円を給付いたします。な
お、対象事業者欄に記載のとおり、「飲食店等経営支援事業」と「酒蔵支援事業」
の重複受給はできないこととしてございます。申請期間につきましては、対象事業
所が限られているということもございますので、直接申請勧奨を行うことから、令
和4年5月9日から6月10日までの1カ月間といたします。

続きまして、次ページの6ページをご覧いただきたいと思います。

7款1項2目83事業「宴会場施設運営支援事業費（新型コロナウイルス対

策)」について、でございます。

1,500万円の補正を行うもので、財源は国の地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

新型コロナウイルスの感染者数が年明けから増加に転じ、全国的に高止まり傾向にある中で、歓送迎会や謝恩会など、大人数での利用が控えられている宴会場を営む事業者に対し、事業の継続及び雇用の維持・確保を図るため支援金を支給し、市内経済の再活性化につなげることを目的とした事業でございます。

項番2をご覧ください。

昨年度は15事業所に対し、1,400万円を支給しております。

項番4をご覧ください。事業の概要についてでございます。

事業スキームにつきましては、昨年度の事業をほぼ踏襲しておりますが、支給対象事業者は事業説明書中段に記載されている1から4までの要件を全て満たしていることが条件で、この後、観光振興課所管事業として説明がございます「コンベンション施設運営支援事業」や、先ほど、ご説明いたしました「飲食店等経営支援事業」の受給事業者、並びに市の指定管理施設を除きます。

支給額につきましては、昨年度は任意の月の売上額と比較してございましたが、今年度は、令和元年の年間売上額と令和3年の年間売上額を比較した売上減少率の相関で算出し、売上額2千万円以上で減少率50パーセント以上の100万円を上限に、60万円まで10万円刻みで支給するものでございます。

申請期間は、こちらも昨年度受給した事業者に直接申請の勧奨を行うことから、令和4年5月9日から6月10日までの1カ月間としてございます。

以上、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、商工業振興課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 飲食店支援事業費について、事業主については、前年度の事業数を確保するということだけれども、実際、今、その店舗数っていうのは、無くなったとか、やめたとか、そういう実態に関してかなり調査していると思うんだけ

ども、その数字っていうのはある程度つかんでいるすか。っていうのは、100あるものが90なったどが、そういう実態っていうのは我々なかなか委員の方々も分らないので、そこら辺ちょっと確認します。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） はい、本間委員の質問にお答えしたいと思います。管内の雇用の維持のためにですね、ハローワークですとか、産業雇用安定センターといったところから、倒産ですとか廃業といった場合に、連絡をいただくことになってございますけれども、新型コロナウイルス感染症が直接の影響で倒産という連絡をいただいたことはございません。それとですね、影響は法人だけでなく、個人事業主にも及んでいると思いますので、ちょっと正確な数値の把握というのは実際は困難っていうところがございます。ただですね、飲食店応援給付金、令和2年度に2回やったんですけれども、1回目に送ったところに、再度申請願いますということで、送って、通知が返ってきたのは1件のみでございました。廃業されたのは1件のみということでございました。以上でございます。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 実態として、1件しか倒産というか、やめたところがないって言うけれども、ここにも酒好きな人もいっぱいいるんだけど、そういう中で、比較的頑張っているというのが正直なところだよだすな。分かりました。終わります。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、橋本委員。

○11番（橋本琢史） 同じく飲食店の支援事業について、ちょっとお聞きしたいんですけども、1番最後にありました酒蔵支援事業について、令和2年度も同じような形でやってますけれども、私ちょっと分からなくて、質問したいんですけども、1、酒蔵について、まず、100万円という単価設定あるわけですけども、これの根拠について、ちょっと教えてもらえればなど。100万円という。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） 市の方でこれまでさまざまな給付金等やってまいりましたけれども、広くやる場合はですね、20万円というのがだいたい設定額としてございました。酒蔵さんに関しましては、雇用の維持という点もございますし、雇用者数もかなり多いところもございますので、売り上げに関する影響も大きいのではないかと

というふうに考えまして、総合的に勘案して100万円という事で定めた金額でございます。以上でございます。

○委員長（高橋徳久） はい、橋本委員。

○11番（橋本琢史） だいたい分かりましたけども、やはりまず、酒蔵それぞれ多分売り上げ、人件費それぞれ違うと思うんですね。ただ一概にそのやっぱり100万円という根拠がちょっとどうなのかなという部分がちょっと私、引っ掛かりまして、質問させていただいたんですけども、やはり、他の飲食店に関しては、事業費の20パーセントという部分、設定ちゃんとしているわけですので、もうちょっとこのあたりの単価設定を具体化した方が分かりやすいのかなと思いましたが、よろしくお願ひします。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） はい、ありがとうございます。今回売り上げ減少要件設けておりませんが、橋本委員のおっしゃるとおり、今後の経済対策に生かしてまいりたいというふうに考えておりますので、申告書の添付、2カ年分ですね、今年度決算期の分と直近決算期の分と、前々年度の分、影響始まる前の申告書の写しは添付させていただく予定になってございますので、そちらを確認したいと思います。以上でございます。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。はい、佐藤育男委員。

○15番（佐藤育男） 私も酒蔵の件でですけども、今、さっきの説明で売り上げが落ちていると思われまますので、というちょっと説明ありましたけれども、私も酒蔵でプレミアムの付いた酒だとか、輸出、台湾、中国さ、コロナ始まってから売り上げ落ちてから、輸出というのを結構重要視して、売り上げやっています。それが酒蔵さんの経営上どうなっているか私ちょっと確認してませんが、もし、それで売り上げが上がってらったりした場合もあるかもしれないので、あると思います、でねくて、そこはやっぱり確認してからの対応というような事ではいかがでしょうか。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） はい、佐藤委員の質問にお答えしたいと思います。佐藤委員おっしゃるとおり、確認しないと確かに上がってる、下がっているというのは判断できないところかと思はれますけれども、やはり、新型コロナウイルス感染症年明けから増加に転じまして、実際問題飲食店の方に足を運んでいるお客さん減ったと思います。また「思います。」と言ってしまいましたけれども。飲食店の方々から、「困っている。」という声はかなり聞いておりますので、実感としてはある

のかな、というふうに感じております。飲食店に行かなくなったからという事で、自宅で晩酌される方が増えたか、と言いますと、お酒が好きな方でも毎晩晩酌している方というのは必ずしもいるわけではないというふうには感じてはおりますので、売り上げは減っているということで、事業を実施させていただきたいと思いません。売り上げの方、比較させていただきまして、委員会でご報告できる場がございましたら、この場でご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(「はい、分かりました。」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 他にございませんでしょうか。はい、青柳委員。

○7番(青柳友哉) 確認させてください。飲食店等経営支援事業費の方なんですけど、こちら途中の説明で、国の補助金との兼ね合いを少しお話されたと思うんですが、文書だけ見ると、国の補助金を受け取った者はこれが受け取れない、とは書いてなくて、両方これは併用で取れるということでしょうか。

○委員長(高橋徳久) はい、今野課長。

○商工業振興課長(今野智) 青柳委員の質問にお答えいたします。これまで、国の給付金と基本、重複受給できないような制度設計を市ではしてございましたけれども、今、同時進行で進んでございまして、受給したかどうかというのを判断できない状況にございます。国の方に確認しましても、個人的な事業者っていうのは教えていただけない、ということで、今回は20パーセント以上減少していれば、重複受給できる、ということで進めたいと思っております。以上でございます。

(「はい、ありがとうございます。」と呼び者あり)

○委員長(高橋徳久) はい、よろしいですか。他にございませんでしょうか。

はい、古谷委員。

○10番(古谷武美) 橋本委員も先ほど確認したような同じようなことだと思うんですけども、酒蔵支援金について、売り上げが1億円の酒蔵でも5千万円売り上げの酒蔵でも支援金は同じく100万円ずつってごどで考えているんですか。

○委員長(高橋徳久) はい、今野課長。

○商工業振興課長(今野智) はい、古谷委員の質問にお答えしたいと思います。

今回、酒蔵支援に当たりまして、売り上げ減少要件ですとか、売上額っていうのは確認はしますけども、受給の要件にはしてございませんので、同率で売り上げは関係なく、1事業所当たり、100万円の支給というふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（高橋徳久） はい、古谷委員。

○10番（古谷武美） それっと、すごく…。ま、私も商売やっているんですけども、うらやましい。普通そういうのはねえと思うけど…。

○委員長（高橋徳久） 暫時休憩いたします。

（ 午前10時58分 休憩 ）

（ 午前11時00分 再開 ）

○委員長（高橋徳久） 会議を再開いたします。他になにかございませんでしょうか。
（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） 宴会場の施設運営費についてなんだけれども、Actの部分の宴会場施設運営支援事業費1,500万だな。これ、3年度実績の1,400万に新規1件で100万っていうのは、これ、100万っていう数字からいけば、かなり大きい宴会場が追加になってると思うんだけど、これどごだっすか。

○委員長（高橋徳久） はい、今野課長。

○商工業振興課長（今野智） はい、「どこ」ということは実はなくてですね、昨年度こちら実施した際に、広く広報はしたんですけども、様々な給付金がある中で、例えば、これを忘れてしまった、この申請を忘れてしまったという所はもしかするとあるかもしれないのかな、というふうな想定の下で、新規1件100万円ということで載せさせていただいております。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） いや、それは確かに、思いやり予算って言えばそのままだ。

ただ、申請時期どがうんぬんきちんとこれうだっている以上よ、俺さ言わせれば出てきたものを書類としてやっぱり審査するのが本来であって、多分1件ぐらい忘れだ人がいだべ、どがっていう予算配置でいいのがどうがだ。いや、これ、俺が言うんたごどでねえでも。部長なんたもんだすか。これ、余裕見で、100万円用意してらったど、寄せだど、という解釈でねえんだすか。

○委員長（高橋徳久） はい、富樫部長。

○経済産業部長（富樫真司） はい、本間委員の質問にお答えいたします。昨年、この

制度を設ける時に、実はやはり、リサーチをしまして、18店舗だっけが、二十何店舗、該当する所があるんだろう、というようなところで、まずは網掛けをしたんですが、実際に手を挙げないというその理由としては、売上げだったのか、宴会場の面積要件だったのか、また、うちの方では予測していなかった店舗が、実は面積要件でセーフになったり、というような、結構そういうのがありました。なので先ず、実績があった14店舗と、1番最初にうちの方で網掛けっていうか、リサーチしたその中で、もしかしたら手を挙げるところが多分出てくるのではないのかな。というふうなことで、予算が足りなくなるとは、というようなところで、まず1店舗分100万円、実績プラス^{アルファ} α といったところが正直なところかと思います。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） これで終わりますが、予算である以上、貼り付けの仕方としては、申請をして、やっぱり、市としては「14」を想定しているんだけど、新規に来たがら、補正対応でもう1件なり、2件を上げる、というのが、本来の予算の上げ方のような気してならねえすもん。これは、余裕があつてやるのか、思いやりでやっているのが、って言われればあれだけれども、予算の配置がらすれば、やっぱり「14」だら「14」、前年対比こうだと、6月10日になったら、もう二つも三つも増えだがら、6月に補正かける、っていうのが本来の予算の貼り付けの仕方でないがなって私は思います。そごらへんは財政課どまず調整しながらやってみてください。私、いいどがわりいどが申し上げません。そこまで勉強してませんので。

○委員長（高橋徳久） はい、他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

以上で、経済産業部所管の審査は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行ないます。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 午前11時05分 休憩 ）

（ 午前11時08分 再開 ）

○委員長（高橋徳久） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、観光文化スポーツ部所管分について、審査してまいります。

はじめに、観光文化スポーツ部長からご挨拶をお願いいたします。

伊藤観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（伊藤優俊） まずもって、常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

新年度を迎え、人事異動に伴う職員の入れ替えも多少ありますが、業務が滞ることなく、遂行できますよう気を引き締めて努めていく所存であります。

今年度の観光文化スポーツ部は「地域資源をいかした新たな観光開発」や「中里温泉改築事業」「多目的人工芝グラウンド整備」、さらには地方創生第三の矢として「文化財等を活用した新たな活性化構想の策定」など、ボリュームのある事業が山積しております。

また、コロナ禍において約2年間にわたり停滞しておりました、交流人口の拡大を図るべき事業やイベントにつきましても、感染防止対策を徹底した上で復活させてまいりたいと意気込んでいるところでありますので、何とぞ、委員の皆さまのご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご審議をお願いいたします当部局の案件は、専決処分報告の補正予算と継続費の変更、令和4年度「一般会計補正予算」で新型コロナウイルス対策費4件と、雪害復旧費1件につきまして、ご審議をお願いするものであります。

詳細につきましては、この後、担当課長よりご説明いたしますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。

それでは、観光文化スポーツ部所管の案件につきまして審査してまいります。

はじめに、報告第8号「専決処分報告について（令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」のうち、スポーツ振興課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鈴木貴博） スポーツ振興課の鈴木です。

説明に入る前に同席しております職員を紹介いたします。

スポーツ振興班 班長 寺村亮主幹です。

スポーツ振興課 長澤朋彦副主幹です。

それでは、報告第8号 専決処分について、令和3年度大仙市一般会計補正予算（第13号）のうち、「多目的人工芝グラウンド整備事業費の継続費の変更について

説明いたします。

資料ナンバー 2、令和 3 年度大仙市補正予算〔3 月専決〕の 19 ページから 20 ページをご覧くださいと思います。

今回、専決処分となった事業は、10 款 6 項 2 目 17 事業「多目的人工芝グラウンド整備事業費」で、補正額は 470 万 2 千円の減額補正であります。

補正額の財源内訳につきましては、市債が 440 万円、一般財源が 30 万 2 千円の減額であります。

減額理由につきましては、令和 3 年度分の多目的人工芝グラウンド整備事業に係る「土木工事」の予算額と請負額の差額分を減額するものであります。

同じく、10 款 6 項 2 目 18 事業「仙北健康広場テニスコート増設事業費」で、補正額は 172 万円の減額補正であります。

補正額の財源内訳につきましては、市債が 170 万円、一般財源が 2 万円の減額です。減額理由につきましては、こちらも、令和 3 年度分のテニスコート増設事業に係る「舗装工事」の予算額と請負額の差額分を減額するものであります。

両工事は、令和 4 年 2 月に契約を締結しておりまして、多目的人工芝グラウンド整備工事が令和 5 年 6 月まで、仙北テニスコート増設工事が令和 5 年 3 月までの工期となっております。

多目的人工芝グラウンドは、3 月 22 日より、測量等を実施しており、来週 18 日から現場の施工が始まります。

テニスコートは、今週 11 日から現場作業が始まっておりまして、現在は既存のネットや支柱等の工作物の撤去作業を行っている状況です。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） 質疑がないようですので、これで終結いたします。

次に、議案第 60 号「令和 4 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち、観光振興課所管分についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

山崎観光振興課長。

○観光振興課長（山崎兼人） 観光振興課、山崎です。

本日は、よろしく申し上げます。はじめに同席の職員を紹介します。

観光振興課、主幹、推進班長の進藤^{さとみ}哲規です。

それでは、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」のうち、観光振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー3-1、事業説明書を用いてご説明させていただきます。事業説明書は7ページからとなります。7款1項4目75事業「コンベンション施設運営支援事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、5,478万5千円を補正し、補正後の額も同額とするものであります。

財源には、全額、地方創生臨時交付金を充当するものであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大人数での利用が激減した市内コンベンション施設を有する事業者の経営支援を図ることで、事業の継続及び雇用の維持・確保を図り、市内経済の再活性化につなげることを目的とするものであります。

事業概要についてご説明いたします。

支給対象者及び対象施設は、大規模な会議や展示会、冠婚葬祭などを開催できる複合施設を運営する事業者で、第一に100平米以上ある大規模会議場を有し、第二に音響設備及び厨房設備を有している施設を満たす場合で、市税の滞納がないこと、並びに主たる営業目的が宴会ではないこと、であります。

支給額といたしましては、100平米以上ある大規模会議場の面積の合計に対し、1平米当たり2万円を乗じた額を支給いたします。ただし、1施設当たり1千万円、複数の施設を運営する事業者の場合は、1事業者当たり2千万円を上限といたします。

対象事業者は6事業者、対象施設は8施設となりますが、株式会社グランドパレス川端様は、3施設を有しております。このため、補助上限にかかるため、最終的な対象施設は7施設という形になります。申請は準備が整い次第、速やかに実施いたします。

続きまして、事業説明書8ページをご覧ください。

7款1項4目76事業「宿泊業等支援事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、910万円を補正し、補正後の額も同額とするものであります。財源には、全額、地方創生臨時交付金を充当するものであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要件を満たす宿泊事業者を対象に固定経費相当額を支援することで観光関連業の底支えを行いまして、国

・県等が実施する観光喚起策や観光交流人口の回復向上に寄与することを目的とするものであります。

事業概要についてご説明いたします。

旅館業法第3条第1項の規定により、秋田県知事から許可を受けている宿泊事業者を対象とするものであります。ただし、先ほどご説明いたしました「大規模向けのコンベンション施設」、商工業振興課より説明ありました「小規模向けの宴会場施設」、簡易宿所のうち期間限定施設、市関連施設、休眠・直営及び風営法第2条第6項第4号に該当する施設は、対象外としております。

令和3年12月から令和4年2月までのいずれかの月が、令和元年12月から令和2年2月と比べ、売り上げが20パーセント以上減額していることを要件に、令和3年1月から12月までの固定費相当額として、電気・水道・ガス・燃料、通信費及びリース代等を支援するものであります。

支給額につきましては、収容定員の規模及び宿泊利用者数に応じて、6段階に分類しまして、最大10万円から100万円を支援するものであります。

申請は、準備が整い次第、速やかに実施いたします。

続きまして、事業説明書9ページをご覧ください。

7款1項4目77事業「観光交通事業者支援事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、1,100万円を補正し、補正後の額も同額とするものであります。財源には、全額、地方創生臨時交付金を充当するものであります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出自粛や県外との往来が制限されたことにより、観光バス・タクシー・代行の利用が大幅な減少となっております。

感染収束後には、リバウンド需要が見込まれる中、本市に点在する観光・文化・スポーツ施設等を効率的に移動するためには、観光交通関連事業者は必要不可欠であります。その事業継続と感染防止対策並びに雇用の維持確保を図ることを目的に支援したいと考えております。

事業概要についてご説明いたします。

補助対象者は、市内に事業所・営業所を置き、事業を行うに当たり国県等の許可・認定を受けており、今後も引き続き事業を継続する意思のある事業者としております。

今回は一体的な支援パッケージとして、貸し切り観光バス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行事業者に、それぞれ保有している台数に補助額を乗じて支援

するものであります。

区分や台数は、事前に事業者にある程度聞き取りしたほか、秋田県の協力を得て算定したものであります。

こちらも、申請は準備が整い次第実施しまして、電子申請でも完結できるような受け付けも現在進めております。

続きまして、事業説明書10ページをご覧ください。

7款1項4目79事業「全国へ届け大仙の味 特産品発送支援事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、671万円を補正し、補正後の額も同額とするものであります。財源は、全額、地方創生臨時交付金を充当するものであります。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、県外の往来に自粛等を求められている状況の中で、市の特産品を発送する際の送料を支援し、販売を促進することでさらなる消費の喚起、販路拡大、観光振興を図ることを目的としております。

「Do これまでの実績と成果」であります。令和3年9月議会で予算の補正をお願いし、令和3年12月から令和4年2月まで事業実施したところ、発送件数7,352件、発送助成額693万2,800円となりました。発送支援対象商品の売り上げは総額4千万円を超え、市特産品の販売促進とPRについて大きな効果があったと見込まれます。

事業概要についてご説明いたします。

今回は「～夏の陣～」と銘打ちまして実施し、市内全域の特産品を取り扱っている一般社団法人大仙市観光物産協会に業務委託するものであります。

送料助成の対象期間は、需要拡大が見込める令和4年7月・8月の、いわゆるお中元・お盆の時期としまして、広く周知するため新聞広告に加えて首都圏ふるさと会や友好交流都市への情報提供などを行う予定であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、青柳委員。

○7番（青柳委員） 四つ目の「全国へ届け大仙の味」特産品発送支援事業費（新型コロナウイルス対策）」について、教えてください。観光物産協会さんに業務委託される、ということなんですが、対象商品が会員に限っているようにこの文章読

むと読み取れるんですが、観光物産協会の会員以外の事業者さんの物品は、こういった補助は受けられないのでしょうか。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） 青柳委員のご質問に対して、ご回答申し上げます。文書の方で、言葉足らずで大変申し訳ありませんでした。前回におきましても、そういったご懸念があるということもあります。やはり全員が全員、協会の会員ではございませんので、広報でこういった事業やります、ご希望があれば応募してくださいと、一定の期間付けましたが、忘れていらっしゃる方もいらっしゃるって、事業スタートしてからやりたい、という方もいらっしゃいました。その方も、随時受け付けしてやることにしましたので、その点を踏襲して、やはり皆さんのそういったところで、不満がないような対応をしてまいりたいと考えております。

○委員長（高橋徳久） はい、青柳委員。

○7番（青柳委員） 良かったです。ありがとうございます。

もう1点、よろしいでしょうか。「宿泊業等支援事業費(新型コロナウイルス対策)」なんですが、去年、一昨年ですと、横手とか三種は、泊まった方に対して補助をしていて、宿泊数をどんどん増やすような形を狙った補助金の使い方をしていました。前回もそうでしたけれども、大仙市はどちらかというと、つぶれないようにお金を配る、という感じの、守りというか、消極的な営業を下支えするというような形の補助の仕方、支援の仕方になっていると思うんですが、これは両方検討した上でこういった戦略を取っているのか、どうなのかなっていうのお聞かせください。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） 青柳委員のご質問にお答え申し上げます。今回の4月の経済対策に当たりまして、私どもの方でも財政課と協議いたしますが、合計で9本こういった支援ができるっていう形を財政課と協議いたしました。その中においては、やはり、どの方たちにメリットがあるか、対象はどうか、こういった物件で波及効果があるか、という形で、一覧表を作成した上で、今回に限って言えば、感染拡大が査定のタイミングでは、秋田県の感染者が延びているところでした。一方で、国・県でも秋田県の春割りキャンペーン、GoTo改めワクワクキャンペーンとか考えておりまして、非常に悩ましいということがございました。今回、本日ご審議いただく案件につきましては、まず支援を、底支えをしよう、その次の機会も他の案件もございますので、さまざまな形で、やはり今度は誘客ということも含めて、いろんな形で大仙市に寄ってもらいながら、そしていいことがあるよ、というような形で選定し

て誘客を進めて、交流人口拡大に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（高橋徳久） はい、青柳委員。

○7番（青柳委員） 今は守りのフェーズで、これからだんだん攻めのフェーズになっていくということで、非常に切り替えをきちんとしていただければと心強く聞いていました。ちょっと1点、言添えさせていただきたいのが、宿泊費をただ補助する場合と、さらにクーポンを配る場合とあると思うんですが、担当課が変わってくるかもしれませんが、市内の飲食店さんとか商店さんが使えるクーポンを出すと、それでまた市内の商工業潤いますし、そういった方向も少し考えながら、次の戦略を練っていただきたいなと思います。なんで言ってるかっていうと、お金渡しちゃうと、もらえるクーポンがもらえなくなったりとか、県とかGoToの。なったりするので、そういったことも含めまして、ご検討いただければなと思います。お願いします。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） そのようなことも念頭に入れまして、さまざまな形で誘客促進、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。

（「委員長。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） はい、本間委員。

○14番（本間輝男） コンベンションのこのことについて、ちょっとお聞きします。まず1点は、令和3年度においては、7施設5法人で4億4,800万くらいを支給した、というふうに表記されているんですけども、今年度の支給に関しては、8施設が対象ということで、これどこの業者とは申しませんが、これは申請が七つしかない場合、八つ目も来る可能性あるので、余裕をもった予算というふうに考えればいいですか。

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） はい、本間委員のご質問に対してご説明申し上げます。一つ増えたという所を具体的に申し上げますと、奥羽山荘が今回新たに対象となっております。前回対象となっていないのは、ちょうど切り替えていいですか、前営業主体との切り替えのタイミングで事業実施がまだスタートしていなかった、微妙なタイミングがございまして、ちょっとそこはできない、今年に限って言えば、やはり1年間事業主体の方が継続されていってるっていう事もありますし、結構面積がございしますので、補助対象に含むということになっております。

(「委員長。」と呼ぶ者あり。)

○委員長(高橋徳久) はい、本間委員。

○14番(本間輝男) 先ほど、青柳委員さんも言われたとおり、面積要件だけで補助を出すということだとすれば、面積が大きければ大きいほど、何にもしなくても補助対象になると、青柳さん言ったとおり、その業界の方々、その施設の方々が自助努力をしながら、一生懸命やっぱり売り込んでいる他町村はいっぱいあります。その中で、支給要件っていうのは、100平米以上であれば、黙っていてももらえると、大きいければ大きいほどもらえる、というようなごどだとすれば、ちょっと甘いような感覚で私見でした。やっぱりこれ、1施設当たり1千万、二つあれば2千万っていう額は、非常に大きい額だと思います。10万、20万とは違います。やっぱりこごら辺をもう少し工夫しないと…。ただ面積大きければいいっていうごどでは、果たして市民の方々が納得できるがだ。国の予算で来るがら、それはそれで良いて言えばそれまでだけでも、もう少しやっぱり自助努力なり、活動するごどをやっぱり大きぐ見るなり、そういう工夫をする必要がないのか、ちょっと課長なり部長なり、答弁求めます。

○委員長(高橋徳久) はい、山崎課長。

○観光振興課長(山崎兼人) はい、本間委員のご質問に対してお答え申し上げます。そのようなご指摘ございます。そう言った自助努力、という言葉もおっしゃるとおりでございます。一方でこういった大規模な施設が無くなるとこれからのイベント、さまざまな会議、そういったことになると、もっともっと大仙市が、パスされてしまう、素通りされてしまうという懸念も非常に高いために、やはりこういった大規模な施設も大変重要ということもありまして、今回このような形を検討しておりました。

(「委員長。」と呼ぶ者あり。)

○委員長(高橋徳久) はい、本間委員。

○14番(本間輝男) くだいようですが、確認します。例えば、どごどは申しません。月に100人程度しか泊まらないごどもある。宴会もほとんど無し、というような所とそれなりに300人、500人営業努力しながらやっているごどもあるかと思えます。ただ、それはどごどは申しませんが、やっぱりこれ、実態を伴わなければ面積要件だけで、果たしていいのが、っていう問題だ。で、まして1千万けるとなれば、増築すればさらにももらえる、っていうようなごどが出で来る可能性もねえわけではないと、だとすればやっぱりこごらへん、少し工夫したらなんただすか。

(「委員長。」と呼ぶ者あり。)

○委員長（高橋徳久） はい、山崎課長。

○観光振興課長（山崎兼人） 今の本間委員のご質問に対してご回答申し上げます。ちよと検討して、いろいろ進めてまいりたいと考えます。

○委員長（高橋徳久） 暫時休憩いたします。

（ 午前 11 時 32 分 休 憩 ）

（ 午前 11 時 42 分 再 開 ）

○委員長（高橋徳久） 会議を再開いたします。他に何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋徳久） では、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第60号のうち、文化財課所管分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。藤原次長兼文化財課長。

○観光文化スポーツ部次長兼文化財課長（藤原孝之） はじめに、説明補助員として同席している職員をご紹介します。保存活用班 佐藤健太郎主査です。

議案第60号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）の文化財課の所管分についてご説明いたします。

説明資料につきましては、資料ナンバー3-1 令和4年度補正予算4月補正（一般会計第1号）の事業説明書で説明させていただきます。11ページをご覧ください。

社会教育施設災害復旧事業費（単独分）であります。今回の補正予算は、雪害に対する災害復旧として、新たに予算の増額補正をお願いするものであります。

補正額は、168万8千円であります。

令和4年1月から2月にかけての豪雪によって、被害が生じた角間川・川のまち歴史交流の杜の雪害による破損箇所の復旧修繕を実施するものです。

また、旧北島家につきましては、破損箇所が多く、修繕工事費を積算する実施設計を行うための委託料を計上いたしました。

なお、修繕工事費が算出された後には、補正予算として上程させていただく予定であります。

角間川・川のまち歴史交流の杜の施設につきましては、定期的に巡回しており、積雪の状況に応じて、業者への雪下ろし・排雪の依頼を行いましたが、業者への雪

下ろし・排雪の依頼が集中したことにより、間に合わなかったこと。また、職員等も懸命に対応しましたが、棟数が多く屋根面積が大きいため、除排雪が追い付きませんでした。

また、旧本郷家・旧北島家・旧荒川家の建物群は、築50年以上の既存不適格建築物なため、災害に対する構造強度が脆弱^{ぜいじやく}となっていることが要因となっております。

今臨時会における修繕の内容等につきましては、旧北島家の長屋門の壁、旧荒川家の主屋の漆喰壁^{しつくいかべ}、外構として、旧本郷家の北門、旧北島家の門袖塀^{もんそで}等です。

今後は、早めの雪下ろし・排雪の依頼を行っていきたいと考えております。

なお、財源としましては、壁につきましては、建物損害共済金が充当される予定となっております。門等につきましては、建物損害共済の対象外となっておりますので、一般財源で行います。また、委託料につきましても、対象外となっておりますので、一般財源で行います。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。

質疑を行ないます。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「委員長。」と呼ぶ者あり。）

○委員長（高橋徳久） はい、橋本委員。

○11番（橋本琢史） 今回雪害ということで、被害が共済金を含めて一般財源という形であると思えますけれども、私、分かる範囲でちょっとお聞きしたいんですけども、建物自体は共済金で下りてきて、それで対応すると。ただ外構の部分あるわけですけども、私の知ってる中では、外構も付属品という形で共済金に含めて損害の対象となるという保険もあるんですよ。ただ、文化財もほとんど掛かっていると思えますけれども、そのあたりどうなのかなと。付属品に対しての保険への加入、私が知ってる範囲ではあるんですよ。ただ、行政の方で入っているのは対象にならないものなのかなと思ひまして。もし、付属品が対象となれば、もう少しでも共済金の方の支払いが多くなるのかなと思ひまして、その点、確認したくてだっす。

○委員長（高橋徳久） はい、藤原次長。

○観光文化スポーツ部次長兼文化財課長（藤原孝之） 共済金、前もって分担金の方、

年度当初にいつも払っておりますけれども、そちらの方に関しては、市の施設全部対象にできる物は対象にして、保険料と言いますか、分担金の方払っておりますので、この部分は最初から対象外という事で、分担金の方払ってませんので、対象外ということ。

○委員長（高橋徳久） はい、橋本委員。

○11番（橋本琢史） そうすれば含むことも可能ということですか。

○委員長（高橋徳久） はい、藤原次長。

○観光文化スポーツ部次長兼文化財課長（藤原孝之） 払える分は壊れた時のために全部掛けたいんですけれども、その部分は最初から含めない料で払ってください、ということになってますので、対象外。

○委員長（高橋徳久） ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、観光文化スポーツ部所管の審査は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括でおこないます。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 午前11時48分 休憩 ）

（ 午前11時50分 再開 ）

○委員長（高橋徳久） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、建設部所管分について、審査してまいります。

はじめに、建設部長から挨拶をお願いいたします。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 今回の定期人事異動によりまして、建設部長を拝命しました佐々木でございます。

産業建設常任委員会の皆さまには、日頃より建設行政への深いご理解とご協力を賜り、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

私は、神岡支所長からの異動でありますので、部長職1年目であります。至らぬ点が多々あろうかと思っておりますが、皆さまにはご指導方よろしくお願い申し上げます。

ここで、私から、本日出席しております次長・課長級の職員をご紹介します。

京野和明建設部次長です。道路河川課長からの昇格であります。引き続き道路河川課長を兼務いたします。

加藤薫西仙北・協和建設水道事務所長です。

田中勲男中仙・太田建設水道事務所長です。

なお、本日出席しておりませんが、建設部ではほかに、伊藤司用地対策課長、用地対策課参事からの昇格でございます。

また、高橋完都市管理課長、有明徹都市管理課課長待遇、佐々木博喜建築住宅課長がおります。

建設部の本庁組織としては4課2事務所体制でございます。

今年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今次臨時会の産業建設常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします建設部の案件ですけれども、令和4年度一般会計補正予算（第1号）1件でございます。

市内各地域の道路舗装補修等を行うための道路維持管理費の補正でありますけれども、内容につきましては、この後、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。それでは、建設部所管の案件につきまして審査してまいります。当局の説明を求めます。京野次長兼道路河川課長。

○建設部次長兼道路河川課長（京野和明） 道路河川課の京野でございます。

よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の道路河川課職員をご紹介します。道路河川課計画班班長の佐藤参事でございます。同じく総務班の近藤主査です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第60号、令和4年度 大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、道路河川課所管分について、資料ナンバー3の「令和4年度大仙市補正予算書〔4月補正〕」と、資料ナンバー3-1事業説明書、資料「道路-1」にて、ご説明申し上げます。

本補正予算については、昨冬の豪雪による舗装面等の損傷と消雪施設の不具合に関する修繕のための予算が主なものでございます。

資料ナンバー3-1事業説明書でご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費 10事業道路維持管理費についてであります。補正前の額3億6,375万7千円に1億2,200万円を追加し、補正後の額を4億8,575万7千円とするものであります。

道路維持管理事業につきましては、損傷箇所の復旧や老朽化箇所の若返りに際して、路線の性質に最も適した効果的な手法で対応してきており、平成26年度からは直営舗装体制も整備し、市内全域の舗装補修にスピード感を持って対処してきたところであります。

しかしながら、昨冬においては豪雪による冷え込みにより凍結融解が例年よりも激しく、また、除雪回数も増大したことから除雪車の通行も多く、路面摩耗等による舗装面の損傷や側溝等の道路損傷が著しくなったと考えられ、その対応として補正するものが主なものであります。

概要としましては、舗装補修として舗装打換10路線、2,665メートル、オーバーレイ3路線、247メートル、側溝改良としまして4路線、226メートル、消雪施設の井戸及びピットの更新2カ所の補正を行うものであります。

施工箇所につきましては、各地域より舗装や側溝などの維持工事が必要な箇所と昨冬に不具合が発生した施設について調査をしていただき、緊急度等を考慮し選定したものであります。

産業建設常任委員会フォルダ内の、資料「道路－1」1ページから28ページまでに位置と工事概要を記載しておりますので、後ほどご参照くださるようお願いいたします。

次に、同委員会フォルダ内、同じく資料「道路－1」29ページをお開きください。

「点滅型視線誘導標」について、大雨や吹雪、濃霧等の対策として今まで225基を導入し、効果を得てきたところではありますが、この度、地域からの安全対策としての要望と国交省による改良が施され、機能向上が図られたことから、新型の25本の追加導入を決めたものであります。

箇所としては、昨冬吹雪による視界不良の報告があったところを中心に設置する予定ですが、実績箇所についても見直しを行いながら、効果的な実施に努めてまいります。

以上、議案第60号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 57 分 休 憩)

(午前 11 時 59 分 再 開)

○委員長(高橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告第8号「専決処分報告について(令和3年度大仙市一般会計補正予算(第13号))」を再び議題といたします。

○委員長(高橋徳久) これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

次に、議案第60号「令和4年度大仙市一般会計補正予算(第1号)」を再び議題といたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 討論なしと認めます。

では、お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(高橋徳久) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全て終了いたしました。

なお、当委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員

長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(高橋徳久) これを持ちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後 0時00分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会 産業建設常任委員会委員長 高橋 徳久